

平成 29 年度に取り組む各区のテーマについて 【清水区】

<p>テーマ</p>	<p>① 同行援護従事者を養成する研修が少ないことで従事できるヘルパーが減少する可能性について ② 災害時における要援護者の避難生活について</p>
<p>概要</p>	<p>① 同行援護従事者等の取り扱いにおいては、平成 30 年 3 月 31 日には経過措置が終了し、資格要件が変更されることになっている。そのため、これまで同行援護サービスに従事していたヘルパーが従事できなくなる可能性があり、視覚障害者はサービス利用の機会が減ることとなる。 ② 障害のある方にとって災害時の避難に関しては、本人や介護者にとって大きな不安となる。避難地での生活を体験してみることで、被災を減少させることができるように体験の機会を作る必要がある。</p>
<p>詳細</p>	<p>① 元来、視覚障害者へのサービスに対応していた「移動支援介護従業者（ガイドヘルパー）」は、原則として同行援護従業者へ移行している。現状、視覚障害者の移動支援においては、利用者が希望するサービス利用が希望通りにはなっていないとの相談がある。同行援護従事者は、静岡県知事が指定した事業者が実施する養成研修を修了することで、サービス提供ができるという資格要件があるが、現在、予定されている研修は、「別紙 1」の通り、今年度は 1 講座のみとなっており、各事業所のヘルパーが受講できず減少し、視覚障害者への視覚的情報の支援や移動支援などが今以上に滞る可能性がある。そこで、清水区内の同行援護サービス事業所が、平成 30 年 4 月 1 日以降の従事者をどの程度確保しているかの状況について調査することで、同行援護サービス提供量を減少させず、視覚障害者の日常生活に支障を来さないよう、行政への情報提供としてアンケート調査を行い分析することにした。 ② 想定外の災害が多い昨今、障害のある方や介護者にとっては不安の多い日々を過ごしている。「その時はどうなるのか？多くの人のいる中での避難生活はできるのか？」と思いながらも、実際に体験できる機会がない。そこで、地域の災害ボランティアネットワークや社会福祉協議会と連携し体験の機会をつくることで、災害時の支援を受けやすく避難生活の方法を身に付け、更なる被災を防ぐことができるようにして行く。</p>
<p>事務局会議・連絡調整会議としての解決に向けた取り組み</p>	<p>① 区内 12 事業所へのアンケート調査を行った結果、「資格取得を優先」または「資格取得に合わせて対応を検討予定」とする半数以上の事業所が研修開催を希望しており、利用者の要望に応じたサービス提供ができることを望んでいることが分かった。（「別紙 2」） さらに、研修への応募が困難なことからサービス提供を断念したいと考えている事業所もあった。そのため、県の障害者福祉課へ研修開催についての要望を伝えている。 ② 「災害時要援護者避難・宿泊体験会」の企画に参加し、区内障害者サービス事業所の利用者や職員へ体験の機会があることの情報提供を行った。</p>
<p>参考 (参照)</p>	<p>別紙 1「平成 29 年度 同行援護従事者養成研修及び全身性障害者移動介護従事者養成研修 実施予定」 別紙 2「同行援護サービスについてのアンケート」</p>

<p>想定される 解決策や 今後の方針</p>	<p>① 静岡県知事が指定した研修の機会が少なく、日頃の業務を行いながらの研修参加が難しいことが要因となります。そのため、時期、時間、費用、場所などを勘案した研修の回数を増やすことで受講しやすくなるようにすることが望まれるため、<b>引き続き静岡県に対し、現状を伝えるとともに研修の機会を増やすことや代替案について検討するよう依頼していく。</b></p> <p>② 事業所職員や要援護者が、普段関わることの無い方々と生活を共にしながら、宿泊を含めた避難訓練を体験することで課題となることを知り、対策を検討することで安心した避難生活ができるようにする。</p>
---------------------------------	--

<参考>

「同行援護従業者の養成について」

**仕事の内容**

障害のある人（視覚障害者）が外出する際に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など必要な援助を行う仕事です。

- (1) 移動時及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
- (2) 移動時及び外出先において必要な移動の援護
- (3) 排泄、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

同行援護従業者になるには、静岡県知事が指定した事業者が実施する養成研修を修了することが必要です。「移動支援介護従業者（ガイドヘルパー）」は、原則として同行援護従業者へ移行しました。これに伴い、経過措置として、平成 30 年 3 月までは、これまでの「移動介護従業者養成研修」を修了している方などであれば、同行援護従業者の資格要件を満たします。

**1. サービス提供責任者の要件**

(1) 「介護福祉士」「実務者研修修了者」「介護職員基礎研修の修了者」「ヘルパー1級」「ヘルパー2級（現 居宅介護職員初任者研修）修了かつ実務経験 3 年以上」のいずれかのみを満たしている方は、平成 30 年 3 月までに、「同行援護従業者養成研修・一般課程（22 時間）」及び、「同行援護従業者養成研修・応用課程（12 時間）」を受講、修了する必要があります。

(2) 「介護福祉士」「実務者研修修了者」「介護職員基礎研修の修了者」「ヘルパー1級」「ヘルパー2級（現 居宅介護職員初任者研修）修了かつ実務経験 3 年以上」のいずれかを満たしており、「ガイドヘルパー養成研修」を修了している方は、平成 30 年 3 月までに、「同行援護従業者養成研修・一般課程（22 時間）」のうちの情報支援と情報提供、代筆・代読の基礎知識（4 時間）」及び、「同行援護従業者養成研修・応用課程（12 時間）」を受講、修了する必要があります。「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科履修」要件を満たしている場合は、平成 30 年 4 月以降も引き続き要件を満たします。

**2. サービス提供従業者の要件**

(1) 「ガイドヘルパー養成研修」を修了している方は、平成 30 年 3 月までに、「同行援護従業者養成研修・一般課程（22 時間）」のうちの情報支援と情報提供、代筆・代読の基礎知識（4 時間）」を受講、修了する必要があります。

(2) 「居宅介護従業者（ホームヘルパー）」要件のみを満たしている方は、平成 30 年 3 月までに、「視覚障害者直接処遇（ガイドヘルパー、同行援護含む）を 1 年以上経験すること」または、「同行援護従業者養成研修・一般課程（22 時間）」を受講、修了する必要があります。

(3) 「居宅介護従業者（ホームヘルパー）」要件のみを満たし、「ガイドヘルパー養成研修」を修了している方は、平成 30 年 3 月までに、「視覚障害者直接処遇（ガイドヘルパー、同行援護含む）を 1 年以上経験すること」または、「同行援護従業者養成研修・一般課程（22 時間）」のうちの情報支援と情報提供、代筆・代読の基礎知識（4 時間）」を受講、修了する必要があります。

「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科履修」要件を満たしている場合は、平成 30 年 4 月以降も引き続き要件を満たします。